

令和2年度第1回宮城県消費生活審議会議事録

1 日 時 令和2年6月4日（木）午前10時から正午まで

2 場 所 宮城県行政庁舎4階 特別会議室

3 出席者 出席委員13名，欠席委員2名

4 議事内容

議事 宮城県消費者施策推進基本計画（第4期）及び宮城県消費者教育推進計画（第2期）の策定について

■議事 宮城県消費者施策推進基本計画（第4期）及び宮城県消費者教育推進計画（第2期）の策定について

【栗原由紀子会長】

それでは、しばらくの間、議長を務めさせていただきます。委員の皆様、よろしくお願い申し上げます。

本日の議事は、宮城県消費者施策推進基本計画（第4期）及び宮城県消費者教育推進計画（第2期）となっております。事務局から説明をお願いします。

【事務局：消費生活・文化課 川越課長】

それでは、宮城県消費者施策推進基本計画（第4期）及び宮城県消費者教育推進計画（第2期）の素案について御説明させていただきたいと思っております。あらためまして課長の川越と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

まず、資料1を御覧ください。資料1につきましては、消費生活審議会における意見を踏まえた対応状況ということで、前回と前々回の審議会で基本計画及び教育計画に対しまして、いただいた御意見とその対応状況についてまとめたものでございます。内容につきましては、素案本文と照らし合わせながら御説明させていただきます。

次に、資料2を御覧いただきたいと思っております。こちらは第4期基本計画の素案概要をまとめたものです。一番上の第1章「計画の策定に当たって」でございますけれども、こちらでは計画の趣旨や位置づけ、計画期間について記載しております。

第1章の下、左側でございますけれども、第2章「消費者行政を取り巻く現状と課題」につきましては、第1として「消費者行政を取り巻く現状」、第2といたしまして「第3期基本計画」で掲げている3つの「重点的取組項目の成果と課題」等について整理しているものでございます。

中央に記載の第3章は、「基本理念と目指すべき宮城県の姿」について記載してございます。こちらは3つの「基本理念」と「目指すべき宮城県の姿と方向性」について、第3期の計画のものを継承することとしており、「目指すべき宮城県の姿と方向性」につきましては、これまでの審議会でSDGsの観点を取り入れた消費行動の推進が必要であるとの御意見をいただきました。第3期基本計

画の4本柱の4番目。第3期も4本ありましたけども、第4期におきましては、4番目に「人や社会、環境に配慮した消費行動ができる社会」としております。

資料2の右側の第4章については、「計画の体系と施策展開」について記載しております。こちらは、成年年齢引下げを見据えまして、重点的取組において「若年者の消費者被害の防止と救済」に重点的に取り組むということがございます。また、SDGsの視点を踏まえた重点的取組として、「人や社会、環境に配慮した消費行動の推進」を新たに追加しているものです。

第5章では、計画の推進に対する進行管理について記載しております。以上が素案の骨格でございます。

次に資料3を御覧ください。こちらが第4期基本計画の素案ということになります。これまでいただいた御意見を、どのように素案に反映させていけば良いのかという観点から、さきほど御覧いただきました資料1と照らし合わせながら、主なものを御説明させていただきます。

資料1を御覧いただきたいと思います。一番左側に番号を振っておりますけれども、資料1の1番から5番を御覧いただきたいと思います。こちらは、「社会情勢の変化」に関する御意見といたしまして、上から順に成年年齢の引下げを見据えた対応や、消費者間取引の拡大に伴うトラブルの対応、キャッシュレス化の進展に伴う子供達への金銭教育、訪日外国人等の増加への対応、SDGsを意識した記載の必要性などについて御意見をいただきました。

これらにつきましては、資料3の3ページをお開きいただきたいと思います。アンダーラインを引いた箇所が各ページに出てまいります。第3期の計画から大幅に変更させていただいた部分を強調したものでございます。

先ほど申し上げましたが、資料1の1番から5番における御意見につきましては、この3ページ第2章第1の「消費者行政を取り巻く現状」という章でございます。この中で、3ページの「(2) 民法改正による成年年齢の引下げ」、「(3) デジタル化の進展・電子商取引の拡大」、「(4) 訪日外国人等の増加」、次のページにいきまして、「(5) 公正で持続可能な社会の形成に向けた消費行動の推進」、といった項目立てをしまして、御意見を反映させているところでございます。

また資料1を御覧いただきたいと思います。6番目の項目ですけれども、進行管理に関する御意見といたしまして、「現行計画のもとでの現状、成果の分析を次期計画に反映」について御意見をいただきました。これにつきましては、資料3の6ページから9ページに渡りまして、県消費生活センターの相談状況を整理して現状を捉えたというものであります。

成果と課題の分析につきましては、11ページから12ページにかけて、それぞれ第3期基本計画の重点的取組項目の成果と課題ということで整理をしております。なお、6ページからの相談状況につきましては、直近のデータが平成30年度であり、令和元年度が空欄になっております。文章の記載内容も平成30年度の状況を書いておりますが、これについては、中間案を審議いただく際に令和元年度の状況に修正させていただいたもので御審議いただこうと思っておりますので、よろしく願いいたします。

また資料1を御覧いただきたいと思います。10番目の進行管理の御意見として、進行管理しやすい課題設定や毎年度の進捗状況の把握、課題の見直し等についていただいております。これにつ

きましては、資料3の17ページをご覧ください。17ページからは、第4章第2消費者施策の推進という項目になりますが、ここから4つの施策ごとに目標値を設定することとしております。

例えば17ページの1「消費生活の安全・安心の確保」という施策について、17ページの一番下を御覧いただくと「定期的な立入検査」の目標値を設定しております。今現在は第3期基本計画のものを記載しておりますが、今後県庁内各課と調整を行いまして、新しい目標値を中間案でお示しして審議いただきたいと考えております。

また資料1を御覧ください。13番目と14番目でございますけれども、13番目には成年年齢引き下げによる被害の拡大が予想される問題の対応、14番目にはSDGsに貢献できるような行動を推進していく必要性について御意見をいただきました。これらにつきましては、資料3の21ページ第4章第3「重点的取組」として2番目に「高齢者及び若年者の消費者被害の防止と救済」という項目。そして4番目といたしまして「人や社会、環境に配慮した消費行動の推進」ということで4本を重点的に取り組んでいくとしているところであります。

また、資料1に戻りまして、15番目ですけれども、「計画期間は5年で策定されるが、社会情勢の変化のスピードを勘案し、毎年度評価を行ったタイミングで計画修正も検討すべきではないのか」という御意見をいただきました。これにつきましては、資料3の23ページにおきまして、第5章第2「進行管理」の部分で「消費者を取り巻く社会環境の変化、国の動向等を踏まえ、必要に応じて内容を見直す等適切な管理を行います。」と記載しております。

資料1の16番目でございますけれども、「進行管理の方法として、1年に1回の報告でいいのか。」という御意見をいただいております。これにつきましては、各施策への取組は各年度単位で実施しておりますので、年度ごとの報告とさせていただきます。社会情勢の変化や消費者被害の状況等に応じて取組内容については、適宜に見直しを行ってまいりたいと思います。

なお、資料1の中で7番から9番、11番から12番については御説明を省略させていただきましたが、7番につきましては、自然災害が発生した時の対応であり、8番はSDGsや食品ロス・エシカル消費等を意識した消費者教育、9番が事業者教育、11番及び12番につきましては若者の消費者教育という観点で御意見をいただいております。これらにつきましても、素案の中で該当する箇所に必要な記載を盛り込んでいるところであります。

それから、参考資料といたしまして参考資料1には、現在の基本計画の令和元年度における取組実績を整理いたしました。また、参考資料2につきましては、より詳細な実施状況、各取組の実施状況を整理したものでございます。時間の関係で内容についての御説明は省略させていただきますので、別途御覧いただければと思います。第4期基本計画の素案についての説明は以上でございます。

【事務局：消費生活・文化課 三浦消費者相談専門監】

あらためまして消費者相談専門監の三浦と申します。私の方から、宮城県消費者教育推進計画について説明させていただきます。なお、これからの説明では教育計画と簡単に説明させていただきます。

資料4を御覧ください。こちらに基づきまして、次期教育計画の素案を説明いたします。

教育計画につきましては、ただいま説明のありました基本計画の消費者教育を具体化する個別計画として、平成28年3月に新たに作成したところです。

今回、計画策定後の社会情勢等の変化や消費者庁で定めております消費者教育の推進に関する基本方針が、平成30年3月に変更されたことなどを踏まえまして、今回第2期計画を策定するものです。なお、基本的な構成や枠組みにつきましては、現計画を踏襲しております。

資料4の上段にあります第1章につきましては、計画策定の趣旨や位置づけ、計画期間を記載しております。

第1章の下、左側にいきまして、第2章では「消費者を取り巻く現状」や「現計画の取組の成果と課題」等を整理しております。第1節では「消費者を取り巻く現状」として、「消費生活相談の状況」と分析を記載しております。

ここでお詫びとなりますが、先程の説明にもありましたとおり、昨年度の相談状況の集計が間に合っておらず、本日配布しております資料5教育計画の素案には、平成30年度までの実績で仮置きしております。中間案までには時点修正を行いますので、御了承いただきたいと思っております。

資料4に戻りまして、第2節は、現計画の4つの施策ごとに、これまでの取組による成果と明らかになった課題を取りまとめております。

右側にいきまして、第3節と第4節では、次期計画を策定する上で考慮すべき現計画策定後の国の動きや社会情勢、さらにはSDGs達成への取組の促進など、消費者教育における新たな視点を取りまとめているところでございます。

中央に記載の第3章でございますけれども、消費者教育を推進する上での重点事項でございます。現計画の5つの重点事項を踏襲しておりますが、重点事項2では、成年年齢の引下げを明記しております。各重点事項に記載されております主な取組については、今後審議会での意見をいただきながら、さらに整理してまいりたいと考えております。

資料の一番右側の第4章は、施策展開となっております。次期計画も現計画の4つの施策を踏襲し、これまで実施してきた取組をさらに充実していくこととしております。

右下の第5章は、計画の推進体制と進行管理について記載しております。素案の概要については以上でございます。

続きまして、資料5を御覧ください。こちらは、第2期教育計画の素案の本体となっております。基本計画と同様に資料1と合わせて御覧いただき、資料1に記載しているこれまでの審議会での御意見への対応状況を中心に、主な部分を説明させていただきます。

資料1の下段にあります「消費者教育推進計画（第2期）関連分」の1番でございますが、「SDGs関連の取組」で「食品ロス・エシカル消費等を意識した消費者教育が必要ではないか」という御意見をいただきました。

こちらにつきましては、資料5の18ページをご覧ください。この御意見につきましては、消費者教育における新たな視点として整理しているほか、具体的な取組案につきましても第4章に記載しております。なお、繰り返しになりますが、取組につきましては、当審議会での御意見をいただきながら、今後庁内の関係部署と調整してまいりたいと思っております。

次に資料1の3番目から13番目でございますが、成年年齢の引下げへの対応について、様々な意見をいただいております。

例えば教員への研修や、大学生が学ぶ機会の創出などの御提案をいただいております。この点につきましては、資料5の19ページを御覧ください。

19ページ第3章の次期計画の重点事項でございます。下段の重点事項2としまして、「成年年齢引下げを見据えた学校教育期における消費者教育の充実」を掲げております。下線部分の「成年年齢引下げを見据えた」という部分につきましては、今回、明記したものです。

一番下に記載しておりますが、「消費者教育を担う教員研修の環境づくり」、「家庭教育を担う保護者の理解促進」、「若年層への様々な手法を用いた啓発」に取り組むこととしております。

なお、具体的な取組につきましては、第4章で整理しておりますが、教育庁あるいは大学などと連携・協力しながら取り組んでまいりたいと考えております。

資料1にお戻りください。15番から17番目につきましては、高齢者対策について様々な意見を頂戴しております。残念ながら、特殊詐欺をはじめとした高齢者の消費者被害が依然として多い状況でございますので、取組を強化していく必要があると考えております。

こちらの意見につきましては、資料5の20ページを御覧ください。こちらについては重点事項の3としまして、「消費者教育の推進に向けた地域での連携強化・見守り体制の構築」を掲げまして、地域の見守り体制構築による高齢者の消費者トラブルを防止するため、記載のとおり「被害実態を踏まえた高齢者を対象とした啓発の工夫」や、「地域における見守りを担う地域包括支援センター等の関係機関との連携強化」に取り組むこととしております。また、具体的な取組につきましては、第4章で整理しております。

再び資料1を御覧ください。18番目と19番目につきましては、事業者に対する消費者教育や、企業との連携についての御意見です。意見につきましては、これまでの「消費者側」主体の取組に加えまして、「事業者側」に対する取組も必要ではないかという御意見も頂いております。こちらにつきましては、資料5の20ページを御覧ください。重点事項4としまして、「消費者教育を担う人材等の育成」を掲げておりますが、企業自らが消費者教育に携わることが求められておりますことから、サポーター制度の企業への拡大などを目指します。

さらに20ページの下段にあります重点事項5としまして、「各種関係団体・機関との連携の強化」において、企業を含む関係団体との連携をさらに強化し、消費者教育の機運を高めていきたいと考えております。こちらにつきましても、具体的な取組については第4章で整理しております。

以上、時間の関係で主な意見を紹介させていただきましたが、資料1に記載されております全ての意見については、資料に記載のとおり素案に反映させていただいているところです。

なお、基本計画と同様、参考資料3と4をお配りしておりますが、取組の概要あるいは取組の実施状況についてまとめておりますので、後ほど御覧いただければと思います。

第2期教育計画の素案についての説明は、以上でございます。

【栗原由紀子会長】

ありがとうございました。

ただいま事務局から御説明がありました2つの計画の素案について、これから委員の皆様から質問や御意見等を承りたいと思います。

いつもですと、お一人ずつ順にお聞きしておりましたが、今回はこれまでのように順番にお伺いするといった方法ではなく、御意見のある方から挙手により自由に御発言をいただき、関連の質問等があれば質問等をしていただくなど、自由な議論の場としていきたいと思います。御意見のある方は挙手していただきたいと思います。いかがでしょうか。

それでは、白鳥きみ子委員、よろしくお願いします。

【白鳥きみ子委員】

計画の素案については、コロナで忙しい中、素晴らしい取りまとめをされていると思いました。また、コロナのこともあって家にこもっていた際、テレビの画面に大きく188が出てきたのを見まして、素晴らしいと思いました。やはり視覚から捉えるのは大きいと思いますし、抜群の効果があつたのではないかと思います。

若年層から始める教育については、小さな子は本当に吸収力があって素晴らしいと思います。一方で、前回も言ったかもしれないのですが、高齢者は、いくら繰り返しても難しいというのが課題で、どのようにしていけば良いかというのがあります。

私も高齢者に携わるものの一人として悩んでおりますけれども、高齢者に対する皆さんからの御意見をお聞きできればと思って来ました。よろしくお願いします。

【栗原由紀子会長】

ありがとうございました。

事務局への質問というよりは、高齢者教育という面でどのようなことが考えられるかという意見を、委員の皆様からお聞きしたいということでよろしいでしょうか。

そうしましたら、御意見を言う過程で考えられることがございましたら、委員の皆様どうぞよろしくお願いします。御意見等ございましたら挙手をいただきたいと思います。

それでは、野崎委員、よろしくお願いします。

【野崎和夫委員】

野崎でございます。資料1にございますように、過去2回の消費生活審議会で出された意見について受け止めていただき、基本計画においても教育計画においても、かなり様々に積極的な記載をしていただきました。本当にありがとうございます。そのうえで、3点ほど意見等を申し上げたいと思います。

まず一つは、基本計画の2ページと教育計画の4ページの関係でございます。

基本計画の2ページでは人口の構成がかなり大きく変化してきていることについて、総人口が減

少する中で高齢者人口が非常に大きくなっていることが記載されています。この視点はかなり大事だと思います。一方で教育計画の4ページのところでは、高齢者の相談割合について書かれています。今後の進行の中では高齢者が非常に増えてきますので、ボリュームだけで言えば人口増があれば当然相談も増えることになるわけですが、それはボリューム増のみにより増えているのでしょうか。人口構成比との関係において、どう見たら良いのかを見ておく必要があると思います。それぞれの計画にどこまで記載するのかということはあると思いますが、計画の立案のところでは考えておく必要があると思います。今ほど白鳥委員からお話があったように、高齢者の問題をどう捉えるかというのは極めて大きなテーマだと思いますし、検討が必要なのではないかと思いますので、一つ目の意見として申し上げたいと思います。

それから2つ目でございますが、資料3の13ページ「今後予想される社会情勢の変化」でございます。ICTの高度化やコロナウイルスによる新しい生活様式が求められてきていることをはじめ、いろんな形で生活の状況が変わっていくことが予想されます。そのことをきちんと捉えていこうという視点は極めて大事だと思います。

そのような中で、教育計画の中でもSNSの活用など積極的な課題を記載されていると思います。

相談のやり方については、以前も議論がありましたが、今の若い人はなかなか音声電話を使用しない傾向ですので、然るべき手段にしていかなければならないと思います。コロナウイルスの相談では、既にLINEでの相談受付をされていると思いますので、そういった面での取組を広げていく必要があると思います。課題意識があれば教えていただきたいですし、その辺りを課題としていくことが必要ではないかということも2つ目に申し上げたいと思います。

それから3つ目でございます。資料5の9ページに、地域での取組の課題について、「地域安全確保連絡協議会の設置」が記載されております。この辺りをどこまで広げられようとしているのでしょうか。消費者安全法にもとづく地域安全確保連絡協議会の設置と消費者教育推進法にもとづく消費者教育推進地域協議会の設置は、自治体の規模等により義務付けまではされていないと思いますが、設置は地域において求められていると思います。地域における協議会を5年くらいのスパンではどこまで広げていくかということも、課題としてももう少し検討した方が良いのではないかと思います。さらには地域にある団体、いわゆる地域資源をどう活用していくのかということも併せて検討していく必要があると思います。この辺りをもう少し書けないだろうかという意見でございます。以上でございます。

【栗原由紀子会長】

ありがとうございました。

御意見と御質問等があったと思います。事務局から回答いただける範囲で結構ですので、よろしく願います。

【事務局：消費生活・文化課 三浦消費者相談専門監】

貴重な御意見ありがとうございました。高齢者人口の推移と相談件数がどうリンクしているかと

いうことではありますが、そういったところは深掘りできるかと思しますので、実態等について検討したいと思います。

また、2点目につきましては、御指摘のとおり私どもの消費生活センターは、来所と電話対応のみとしております。この相談体制については検討しているところではありますが、計画にどこまで記載するかということについて、中間案までに検討させていただきたいと思っております。

また、資料5の9ページの地域安全確保連絡協議会につきましては、御指摘のありましたとおり県内では仙台市と大崎市の2市のみとなっております。今後5年間でどこまで増やすかという具体的な団体数や、どこまで踏み込むかということは、次回まで検討させていただければと思っております。

【野崎和夫委員】

地域の消費者教育推進地域協議会については、どのような考え方でいらっしゃいますか。

【事務局：消費生活・文化課 三浦消費者相談専門監】

そちらについても、まだ具体的な検討ができていなかったものですから、もう少し考えさせていただきたいと思っております。

【栗原由紀子会長】

よろしいでしょうか。ありがとうございました。

続きまして御意見のある方は、挙手をお願いします。では、佐藤委員よろしくをお願いします。

【佐藤康仁委員】

東北学院大学の佐藤です。消費者施策推進基本計画及び消費者教育推進計画をお送りいただきましてありがとうございました。両方とも拝見させていただきまして、両計画とも前期計画の内容が基本的には踏襲されていると思ひますし、前期計画の策定後に生じた、消費者を取り巻く様々な社会環境の変化等も、適切に捉えられているかと思ひます。また、資料1のこれまでの意見や議論等を積極的に取り入れていただいております、良いものになっているのではないかと感じております。

最初に、消費者施策推進基本計画の方ですが、前期の第3期計画をベースとして、その後の高齢化の進展や、5年前から比べて大きく変化している「電子商取引の拡大等」、訪日外国人の増加や成年年齢の引下げ、SDGsのことなど反映させていただきました。

特に、成年年齢の引下げやSDGsの取組については、強調されているというか積極的に取り入れていただいております、更に良いものになっていると感じております。

その上でちょっとお聞きしておきたいのは、資料3の基本計画の4ページに、訪日外国人等が増加していると記載されている一方で、現状として外国人を当事者とする相談件数は極めて少ないとあります。

本当に外国人の方を当事者とするトラブルが少ないのでしょうか。それとも、トラブルは多くあるのだけれども相談に至っていないということなのでしょうか。

この違いは大事ではないかと思うので、このあたりをどのように認識していらっしゃるのか、もしわかったら教えていただければと思います。

それから、資料3の11ページの「第3期基本計画の重点的取組の成果と課題」というところでは、現行の計画の現状や成果の分析を反映したほうが良いのではないかという意見に御対応いただいた内容かと思うのですが、この中で、18歳という「成年年齢の引下げを見据え、18歳と19歳を中心とした若年者への消費者教育への一層の充実が急務になっている」ということが書かれています。これまでも何度か触れさせていただいたかもしれませんが、ライフステージに応じた消費者教育となると、どうしても小・中・高、そこから飛んで高齢者というような形にどうしてもなってしまうというところがあります。

成年年齢の引下げが間近に迫ってきましたので、消費者教育の機会提供の場として、大学と高等教育機関をもっとターゲットにしなければならないのではないかと感じております。その点は教育計画において触れられているかと思いますが、もっとやるべきだと思います。

消費者教育推進計画にもう少し触れると、学生への取組やエシカル消費への取組が付け加えられていて、こちらも更に充実したものになったのではないかとと思いますが、一方で、こういう計画の限界かなと感じるところもあります。

学生への取組といっても、学生自身が「消費者問題を自主的に学ぶ機会を創出」します、あるいは今回から付け加えられたと思われる「事業者に対する消費者教育の充実」についても、充実する機会を提供するのはもちろんであり、結局は、学生達が実際に消費者教育に触れる教育を受け、自ら学び、あるいは事業者が自ら取り組むなど、そのところが大事だと思います。でも、実はそれが一番難しく、学生や事業者が消費者教育を実施するような、何か仕掛けが必要ではないかと思えます。

いずれにしても今回拝見させていただいた限りで言うと、両計画とも非常に良くまとめていただいたなと感じております。以上です。

【栗原由紀子会長】

ありがとうございました。

御質問と御意見という形であったかと思えますけれども、御質問に対する回答のほうを、事務局の方からよろしくをお願いします

【事務局：消費生活・文化課 川越課長】

まずは、外国人の消費者トラブルの件ですけれども、外国人の方から御相談をいただいた昨年度の実績は、2～3件ということであります。それが本当にトラブルがないのか、トラブルがあっても顕在化していないだけじゃないか、という御指摘かと思えますけれども、国際化協会の協力をいただきながら外国人とのコミュニケーションがきちんと取れるようにという体制はとっているところではあります。外国人の方がどこに相談したら良いのかを知らないということが原因で、相談件数として極めて少ないという状況であるのであれば、相談体制の改善に努めなければならないと思

いますので、現状の分析と今後何ができるのかということについては、検討させていただきたいと考えております。

宮城県において、外国人の方が安心して暮らせるような対応ができているということが、更なる交流人口の拡大やインバウンドの誘致に繋がるかもしれませんので、そのところは検討してまいりたいと思います。

それから、大学生をターゲットとした取組ということなのですが、これも今後の検討事項になりますが、今、私が思っているところを申し上げますと、県の取組全般なのですが、たとえば、私どもの出前講座を大学に希望を取る時期なのですが、今年度の出前講座であれば今年度に入ってからとなります。

しかしながら、大学のカリキュラムは随分と早い時期に作成されていまして、前の年度には 365 日分がしっかり出来上がっています。その年度に入ってから「出前講座いかがですか」といっても、なかなか時間が取りにくいというのが大学の現状なのではないかと思っておりますので、次年度の大学生に対する講義とか出前講座みたいなものについては、できるだけ一つ前の年度に前倒して御相談する形で行うなど、スケジュールを見直しただけでも、アプローチが変わってくるのではないかと考えております。

また、金融広報委員会の活動というのもございまして、そちらとの連携も考えていかなければならないと思っております。その辺の工夫ができないか、そうした工夫について計画に反映することができないか、検討してまいりたいと考えております。

【栗原由紀子会長】

佐藤委員、よろしいでしょうか。御検討のほうをよろしくお願ひしたいと思います。

それでは、御意見等ありましたら、挙手をお願いします。

光安先生、よろしくお願ひします。

【光安理絵委員】

仙台弁護士会の光安です。資料 1 の教育推進計画関連分の 13 番目の意見は、前回の審議会において、教員の方への研修をお願いしたいとお話しさせていただいたところでした。計画にいろいろ盛り込んでいただき大変ありがたく思っています。

先生方への研修についてですが、長い教員生活の間で、実際に研修が開催されているのは、一番初めに大人数で集まる研修と、その後一回受けるか受けないかであると記憶しております。もしかしたらもっとやっているのかもしれませんが、それぐらいしかないという記憶がございまして。弁護士会も全力で協力させていただきますので、次の 5 か年計画では数字として表れるよう、先生方への研修をしっかりと拡充していただければと思います。今のは意見というよりは希望でございます。

また、教育計画の 23 ページの「中学校」の「具体的な取組例」を見ますと、「学校の授業や行事等に講師を派遣し、生徒・教員・保護者等を対象に消費者教育を行う。」とあり、教員向けも生徒向けも保護者向けも一緒に書かれています。計画の中でどこまで落とし込み、どこまで具体的に

書くのかということもありますが、一緒に書いたままで良いのか、あるいは分けるのが良いのか、どうなのだろうと思います。

また、「具体的な取組例」の2つ目には、「学校の授業や行事等に講師を派遣」とあります。弁護士会には各学校から消費生活講座の申込みがございまして、今のところは派遣前提で出張でやっております。昨今の事情もありますので、学校側では苦肉の策として細かく時間を分け、1クラスの人数を少なくしてコマを分けています。本来であれば多い人数で90分やるところを、45分と45分で行うなど密にならないように部屋を分けているので、講師として行く弁護士は45分を1クラス行い、また同じ内容を別の場所で行うという状況になっています。それをオンラインでできたならと思います。

これは県だけの問題ではなく、学校側の通信体制といいますが、Wi-Fiや容量の問題もあると思いますが、大学はちゃんとオンライン授業をしているわけがございます。計画の中に、「オンライン研修等」と文言として盛り込まれれば、その方向に向かっていった良いのではないかというのが私の意見です。オンライン研修等を行うというのは具体的な内容であって、計画に盛り込むまでもないといった問題もあるかと思いますが、書かれているのと書かれていないのとでは、実際に動くか動かないかだいぶ変わってくると思います。

また、中学校に限ったことではないのですが、同じ教育計画の23ページにある「具体的な取組例」の一番最後に、「消費生活関連のパンフレット等の教材を作成・配布」と書いてあります。私も昔から見させていただいる素敵なパンフレットで、見るとすごく楽しいんですね。カラフルでキャラクターも現代的な体裁になっています。

しかし、最近の生徒さん達は動画世代であります。こういった関連のDVDや動画は、今までも作成されたことがあったと思いますし、見たことがあるような気がしますが、もしあるのであれば、どのくらい最近のもので今後は作成の予定があるのか。あるのであれば配布していただき、授業で先生方に使っていただきたいと思います。もしよろしければ、「パンフレット等」の箇所を、「パンフレット、DVD、動画等」にするなど、そういった方向性を目指していただけるといいなという質問と意見でございました。

最後に、高齢者の方に対してどのようにしていくのかという白鳥委員からのお話ですが、皆様も白鳥委員と同様に意見をお聞きしたいと思い、先ほどから私も考えていました。弁護士会という立場を離れて考えますと、教育計画の9ページに書いてあるように、地域の見守り体制の構築が不可欠だと思いますし、それを今よりも広げていくためにどうするかだと思います。

デイサービスを利用される方のところに施設の方がお迎えに行かれて、利用される介護の方はそのままホームに行くのですけれども、家に残る方もご高齢だったりしますので、老々介護状態になっていると思います。そういった方々に知識のある方が「最近どう？」みたいな話から日常生活のことを詳しく聞くような声かけができれば、被害等に気づけるのではないかと思います。

地域の見守りに対する構築が不可欠というのは本当にそのとおりなんですけれども、高齢者の方向けに地域包括支援センターで研修をすることも、一回で定着するかということそうではないので、そのためにはどうしたら良いのか、私も皆さんと一緒にお知恵を拝借したいと思っていました。

す。以上です。

【栗原由紀子会長】

ありがとうございました。

御意見と御質問ということでした。DVD等の状況ですが、私も10年ほど前に監修をした記憶がありますので恐らくあるとは思いますが、その後の状況は私もわかりませんので、回答についてよろしくをお願いします。

【事務局：消費生活・文化課 三浦消費者相談専門監】

まず、教育計画の23ページの二つ目、「学校の授業や行事等に講師を派遣し、生徒・教員・保護者等を対象に消費者教育を行う」という「具体的な取組例」ですが、確かに抽象的すぎるところがあります。どこまで書き込むのが難しいところではありますが、取組例につきましては今後中間案に向けて、書き方を工夫してまいりたいと思います。

DVDにつきましては、担当の方から御説明させていただきます。

【事務局：消費生活・文化課 相澤相談啓発班長】

DVDにつきましては年度をはっきりと覚えていないのですが、先生のおっしゃるとおり10年くらい前に作成しております。その後、状況が変わってきているので、更新や作り替えを企画するのですが、何百万という予算がかかるということと、DVDや動画を使用するには環境の整備が必要です。他県ではそのような取組がされていますが、県内の高校の環境は未だ整っていないところがあります。

しかし、素材に関しましては、消費者庁の消費者教育のサイトがございますし、各県、企業、学校でもいろんなものを載せているサイトがございます。無償で提供しているところもありますし、ものによっては有料だったりしますが、もう少し積極的に紹介していくことを考えておりました。以上でございます。

【事務局：消費生活・文化課 三浦消費者相談専門監】

もう一点だけ補足させていただきます。講師派遣に代わってオンラインなどの活用ということでございますが、先生がおっしゃるように学校側の体制がどこまでできているかということを確認しなければなりません。そこは教育庁と相談し、取組について考えてまいりたいと思いますので、少しお時間をいただきたいと思います。以上でございます。

【栗原由紀子会長】

ありがとうございました。

それでは、御意見等のある方、どうでしょうか。及川委員よろしくをお願いします。

【及川理恵委員】

私、小学校に勤務しております。学校のことが出てまいりましたので、ちょっと話をさせていただきたいと思います。

この資料をいただきましたところ、大変わかりやすく対応状況等をまとめていただきまして、本当にありがとうございます。資料には小学校や中学校にいろいろな講師の派遣や啓発活動ポスターの募集、パンフレットの配布等いろいろなことをしていただいていると載っていますが、今年度についても、小学校や中学校に同じように配布があるのか、お聞きしたいです。

また、参考資料4の11ページに、「幼稚園小学校はセミナー開催の依頼がなかったため、開催を見送った」という文言がありました。これについては、いくらこちらの方で働きかけをしても学校の方の受け入れ体制が十分ではなかったり、そこまで余裕がないというところがあります。実施に結びついてないのは、学校の方が鈍いのかなと反省させられていたところでした。

それから、ICTの環境についてですが、まだ小・中学校は、オンラインの授業が十分にできるという環境にございません。GIGAスクール構想で前倒しで進めていくという話もありますけれども、まだ具体的にいつまでというようなこともありませんし、市町村によっても随分と差がありますので、一斉にというのは、なかなか難しいと思っております。

子供達とか若年層に知らせなければならないことで、一番効果があると思うのは、事例集であったり、何かがあった時すぐにこういうことを指導してほしいという連絡であったり、取り上げなければいけないことを共有する情報をいただくということです。教員の方で教える内容を何とか工夫していますので、必要な情報の提供についてお願いできれば大変ありがたいと思います。以上です。

【栗原由紀子会長】

ありがとうございました。そうしましたら、まず、御質問がありました現状についてお答えいただき、御提案いただいた御意見について少しコメントをいただければと思います。

【事務局：消費生活・文化課 三浦消費者相談専門監】

御質問をいただきありがとうございます。まず、副読本をはじめとした教材の配布につきましては、今年度も実施しております。今のところは小学校と中学校には未だ送っていませんけれども、高校の方は各学校の事務局の方と連絡を取り合って準備しております。いずれ小・中学校の方にも送らせていただきたいと思いますので、よろしく願います。

また、一番最後にありました事例につきましては、私共で毎月「みやぎの消費生活情報」という情報誌を作っております。委員の皆様をはじめ送っているところですが、お子様達が被害に遭ったというものもありますので、小・中学校の方にも情報誌の配布を考えていきたいと思っております。

ICTの環境につきましては、状況が分かりまして大変ありがとうございました。来年度から5年間の計画ということになりますので、そこをどこまで盛り込んでいくべきかというところを、さらに教育庁と詰めていきたいと考えております。

【栗原由紀子会長】

ありがとうございました。では、意見のある方どうでしょうか。櫻井委員お願いします。

【櫻井やえ子委員】

櫻井です。資料1の7番目に「頻発する自然災害等に対応した消費者施策の展開」とありますけれども、昨年の台風19号での大雨により、河川が氾濫し堤防決壊が140箇所にも及ぶなど、被災された地域又は人々について、もっともっと検討すべきことがあるのではないかと状況を見て思いました。安心安全な町づくりを目指すべきではないでしょうか。東日本大震災のような地震も近いうちにまた来ると言われておりますので、高齢者や子供に限らず、どのような生活をすべきなのかを勉強しなければならないと思いました。

また、成年年齢引下げについては、18歳から成人式になりますよね。18歳といいますと、高校生でございます。高校生は携帯のお金を払える収入もなく、そして勉強に勤まなければなりません。それが、18歳からは大人だよと言われると、酒もタバコも良くなると勘違いする子供達も出てくるのではないかと思います。そのような考えを持つのではなく、子供達を信用しなければいけないのでしょうかけれども、こういう世の中ですから、誘惑に負けやすい子供達がいるかもしれないので、意志の強い子供達に育てていく教育を見据えていかなければならないと思いました。

また、資料3の4ページにある「食品ロス」についてですが、無駄な買い物をしてロスをする消費者は結構います。生産する人の気持ちも考えながら、商品を購入する心を身につけるべきではないかなと思いました。

【栗原由紀子会長】

ありがとうございました。質問というよりは御意見ということでよろしいでしょうか。

【櫻井やえ子委員】

そうですね。もし、できるならば補足できるところは、一言入れていただければと思います。

【栗原由紀子会長】

今、いただいた御意見を検討していただいて中間案の方で参考にしていただければと思います。大変重要な御指摘だったと思いますので、どうぞよろしくお願いします。ありがとうございました。次に、徳能委員お願いします。

【徳能順子委員】

松山高等学校の徳能と申します。私も学校の現場の人間でございますので、学校の現状について、お話をさせていただきたいと思っております。

まず、資料5の24ページのところに高等学校についての記載があります。先ほど光安委員や及川委員の方からも中学校でのところでのお話がありましたが、高校について話をさせていただきます。

高校は、成人年齢の引下げというところでは一番力を入れていかなければならない年齢層だと思っております。

ずっと作っていただいている消費者教育副読本の「知っておこう！これだけは」ですが、これは授業の中で、特に家庭科の授業で、おそらく全部の学校で使われているのではないかと思われるくらい浸透しております。家庭科の教員は、消費者教育の授業で、教科書のここに入ったら「知っておこう！これだけは」を配って、こういう授業展開をしていこうと、そのように思って消費者教育を進めておりますので、「知っておこう！これだけは」を成人年齢の引下げに伴った内容にバージョンアップしていただきたいと思います。

成人年齢の引下げについては、この間も生徒達に、「君ら高校三年生になると、いろいろ世の中が変わるんだけど、どのように変わるか知ってる？」と聞いてみたら、知らないんですね。そして、その話を周りで聞いていた先生達も「ああ、そうだ。そういえば。」という感じなのです。一時期、成人式がどうなるんだということで、世の中は随分とぎわついたと思うんですけども、その後ピタリとその事が忘れ去られているように思います。実際には、もうすぐ、2年後には成人になればいけない高校生がいるのに、何もそこに手をつけられていないのが現状だと思っています。

簡単なところで言いますと、例えば高校向けにポスターを作っていただくのはどうでしょうか。君らは三年生になるとこの学年のこの年から成人になるんだ、それで、何が変わるのか、こういうことが変わるんだ。どんなことが懸念されるのかという、こういうことが心配だよ。そういったことがわかるポスターを作っていただいて、教室にでも貼ってあれば、見るとはなしに見ますので、意識を高めていくには一番簡単かなと思っています。高校生にそのような話をしても、その時はそう思ってもそのまま忘れ去りますし、その意識をずっと持っているというのはなかなか出来づらいんです。でも、結構ポスターというのは、廊下を歩きながら見たときに、「あ、そうだ。」と思い出したりします。火の用心のポスターなどもそうですが、見れば火の用心しなきゃと思うのと一緒で、常に目に触れるものがあるほうが、私は良いのかなと思ったりもしています。

何ができるか、何ができるようになるかという時に、契約ができるようになるというのが一番心配になるところです。簡単なところで言うと、例えば、生徒が三年生になると自動車の免許を取得しないと就職できないんです。昔は、自動車免許はなるべく取らせない、乗らせないみたいなことがありましたけど、今は自動車免許を持っていないと企業が就職させてくれないのです。それで免許を取るんですけど、今度は本人が自動車学校との契約をできるようになるんですよ。

これまで親御さんが支払いをしていた携帯電話のお金もそうですし、そのようなお金が、自分の意志でできるようになった時、やっぱり考えが浅いので、先々の見通しを持つ、計画性を持つということがなかなかできない生徒達もいるんです。そうなりますと生徒達はもう卒業した瞬間に負債を背負い、もしかしたらそこから一生抜け出せないようなことになってしまう可能性があるんじゃないかと思って心配しています。脅すわけではないけれども臆病なくらいでちょうどいいのではないかと私自身は思っています。

成人年齢の引下げの啓発活動を、ぜひやっていただきたいです。もうすぐなのでここ一年くらいの間でやらないと手遅れになってしまうのではないかと思いますし、最初のところが大切だと思います。

ます。最初の学年がきちんとそういうことができるようになれば、次の学年も同じようなスタイルで教育ができていくと思うので、その最初のところをお願いしたいです。

資料1の教育計画の6番に「ホームルームなどの機会に担任が伝えるのが効果的」については私が発言させていただいたところなのですが、消費者教育は、家庭科や商業科、社会科などの特定の教科で行いますが、実際に毎日生徒達の悩みを聞いたり生徒達の想いや生活をみているのは、担任の先生なんです。担任の先生が意識を持ってどのように話を聞きアドバイスをできるか、そのようなホームルームができるかが肝だと思います。

教員の研修については、先ほど初任者研修だけというお話もありましたが、初任者研修だけで終わるのではなく、どの先生でも受けられる講座が開講される状況を教育研修センターとタイアップして作られるのがいいのではないかと考えています。以上でございます。

【栗原由紀子会長】

ありがとうございます。かなり具体的な御提案をいただいたかと思えます。成年年齢引下げについては、高校の方が一番危機感を持っていらっしゃると思えますので、高等学校の教育について具体的な案を、中間案にする時にもう少し具体的なところで御検討いただければと思います。徳能委員ありがとうございました。

まだあと10分ほどお時間がございます。では、白鳥裕之委員をお願いして、その後、末委員から御意見をいただきたいと思えます。よろしく申し上げます。

【白鳥裕之委員】

仙台商工会議所の白鳥でございます。私は消費者側というよりは事業者側なので、そういった観点から話をします。

今、このようにまとめられるまでの間に、コロナウイルスの関係で更に世の中が変わってしまっています。基本計画の13ページにも「今後予想される社会情勢の変化」と記載されておりますけれども、今後どうなっていくのかわからない状況です。

我々のところには毎日事業者が相談に来ていますが、今までのようなことがなかなかできない状況になっています。やはりコロナウイルスに対応したお店を作っていかないとこれからは選ばれないというところもあって、事業者はそういった対応をしますし、消費者がどのように買い物をしていくのかを示していかなければならないと思えます。ワクチン等ができればまた変わるのでしょうけれども、これから1～2年はそういった事が続くのではないかと考えていました。13ページの一番下に「今後の状況の変化に応じて記載内容を変更」とありますので、御検討をいただければありがたいと思っております。

特に今、お店でも、ソーシャルディスタンスということで、入店の際に間隔を取るのですが、それが初めだけで、最後にはバラバラになってしまいます。中学校の入学式でも、体育館の中に入るまではソーシャルディスタンスを取るのですが、終わってしまうとバラバラに帰ってしまいますので、ソーシャルディスタンスを取ったのは何だったのかとなります。これはお店にも通じること

ですが、やる方もやってもらう方も、そういったことに注意していくということを取り上げてもらうといいのではないかと思います。

資料5の教育計画ですが、カード・キャッシュレスの時代を取り上げていただき非常に感謝しております。そのような中でちょっと感じているのは、消費者が不利益を得ないような形のものが主眼となっているように思うところがあります。36ページにも「金融経済教育」と書いていただいています。買い物の仕方と言うか、消費の仕方と言いますか、地域でお金を回すということが非常に大事なことだと思っています。

地域の商店街が無くなっていくということは、地域でお金が回っていないのでどんどん無くなっていくのが現状です。自分のお金が使われて、それが税金に変わり、自分の地域にまた戻ってくるということの子供の頃から知っていただくことによって、お金の使い方が変わってくるのではないかと感じています。

以前に大学に行って講義をしたことがあるのですが、例えば仙台のアーケードの屋根は、みんな行政が作っていると思っているんです。実は商店街の人達がお金をかけて作っているのですが、それを消費者の方々は知らないのです。逆に言えば、自分達が使ったお金が回り回ってそういうものが出来ているということ、教育の中で教えていくことで、地域の活性化が生まれてくると思います。

自分達が買い物をする中で、回り回っているということ、教育の中で教えていただくと地域の経済も発展しますし、消費者にとっても非常に利益があがることではないかと感じています。そういった視点も入れていただくと、かなり違うのではないかと感じたところがありますので、ぜひよろしくお願いいたします。

【栗原由紀子会長】

ありがとうございました。いただいた御意見を参考に、お金を回すという、お金についての教育についても考えていただければと思います。

それでは、末委員よろしくお願いいたします。

【末弘美委員】

生活学校連絡協議会の末と申します。よろしくお願いいたします。資料5の教育計画の27ページに「高齢者・障害者」についての「具体的な取組例」などが記入されているのですが、一番最初に白鳥委員と野崎委員から高齢者については非常に重要なテーマだという指摘がありましたが、私もそれについて思ったことを述べさせていただきたいと思います。

私は地域のサロン活動と子供食堂もやっていますが、今年の2月からサロン活動が実施できずにおりまして、今もその状況が続いています。市民センターや集会所は6月から使えるようになりましたので、できれば6月から再開できたらいいね、とスタッフと話していたところ、昨日、包括支援センターから文書をいただきました。文書の内容は、サロン活動の中でお茶を出したり、食事も控えてくださいということと、先程ソーシャルディスタンスの話が出ましたけれども、人と人と

の間隔を開けるということや、歌を歌ったり激しい踊りも控えてくださいといった内容のことが詳しく書いてありました。

うちのサロンではお昼のランチを提供していきまして、それを楽しみに集まってくださる方がほとんどです。また、今までですと、サロン活動の中で「みやぎの消費生活情報」についてのパンフレットを配布したり、オレオレ詐欺に遭わないようにといった情報などもサロンを通してお伝えしていることが多いのですが、今回はサロンをやっても、あまり活動を激しくしないよう等の制限がついていて萎縮してしまいます。

コロナのこともあって皆さんが家の中に引きこもっていらっしゃいましたので、なかなか会う機会が無い中で話を聞きましたら、家族の中でケンカが起きていたり、近所の人との認知症が始まっていたり、高齢者の方が他と接触できずに家の中に居るうちに、いろいろと困ったことが起きているのが現状でした。資料5の教育計画の28ページの一番上に、「自治会や老人クラブ等が主催する会合の際等で」と記述がありますが、今年は町内会の夏祭りもありませんし、会合自体がなくなっています。新しい生活様式にしていきましょと社会全体が変化している中で、この記述では今の社会情勢に対応していないのではないかと思います。高齢者や障害者向けの対応としては、こういう記述だけでは不十分ですので、コロナウイルスにもう少し触れるなど考えていただければと思います。以上です。

【栗原由紀子会長】

ありがとうございました。以前の審議会でも、高齢者の方が出てこれないという話がありましたけれども、実際外に出てこない高齢者の方に対してどのように教育をしていくのかは、かなり前から議論されているところでした。ぜひ、末委員の御提案の、「外に出てこれない出てこない高齢者の方々や障害者の方々についての対応等」について、もう少し具体的な検討をしていただければと思います。ありがとうございました。

あと、どうでしょうか。鳥山委員お願いします。

【鳥山泰志委員】

時間もだいぶ押し迫っていますので、簡単にお話しします。

まず一つめに高校生に対する教育の話です。高校生がもうすぐお金の貸し借りができるとか、クレジットカードを使ってリボ払いをして大変な負債を負うとか、今後あり得るわけです。これは従来、大学においても問題になってきたことですので、大学で行っている教育をそのまま高校生に橋渡しをすることが重要なんじゃないかなと思います。

また、資料5の教育計画の27ページで、高齢者や団体に対する教育の話がありまして、高齢者に対して誰が接していくのかという記述がありますが、私は事業者が良いのではないかと思います。

例えば銀行の協力を得られるとして、銀行のテレビでNHKのストップ詐欺のようなものを流すと、だいぶ効果があるのではないかと思います。もちろん事業者のお話は29ページ以降にあるのですが、高齢者をターゲットにした事業者の協力を得るのは、非常に重要なのではないかと思います。

ので、ここに書き込むことを御検討いただければと思いました。以上です。

【栗原由紀子会長】

ありがとうございました。事業者の協力というのは現在もいただいているところだとは思いますが、計画書にもきちんと反映した形で中間案の作成をしていただければと思います。

あと、ほかに御意見どうでしょうか。渡邊委員よろしくお願ひします。

【渡邊正明委員】

内容的には特に申し上げることはないのですが、両計画の素案の作り方について一点だけお話しします。

基本計画の第4章で、4つの「重点的取組」が「基本施策」の後ろについているのですが、一方で、教育計画のほうでは「消費者教育重点事項」が真ん中に描かれていて、「施策の具体的な取組」の前に書いてあります。もし、可能であるならば、基本計画の書き方を教育計画のように「重点事項」を一般的な取組の前に持ってきた方がいいのかなというふうに感じておりました。以上です。

【栗原由紀子会長】

ありがとうございました。これについてどうでしょうか。もし何か御回答があればお願ひしたいのですけれども。

【事務局：消費生活・文化課 川越課長】

御意見を踏まえまして、そのような方向で検討させていただきたいと思ひます。

【栗原由紀子会長】

よろしくお願ひします。そろそろお時間が来ているのですけれども、玉手委員どうでしょうか。もし何かありましたらよろしくお願ひします。玉手委員よろしいですか。

では、白鳥委員お願ひします。

【白鳥きみ子委員】

先ほど櫻井委員から御指摘があったのですけれども、私どもも生産者の立場として、今回のコロナでいかに地場産品というか国産が少ないか、いかに外国に頼っているかということを痛切に感じました。また、隣席の白鳥さんがお話ししたように、地場のものを地場で回してお金を回していくためにも、逆の視点の消費者教育も一つ取り入れてほしいなと思ひました。以上です。

【栗原由紀子会長】

ありがとうございました。審議会終了後でも御意見等ございましたら随時事務局の方に御意見等をお寄せいただければと思ひますし、白鳥きみ子委員からお話のあった高齢者の施策や具体的な御

意見についてもお伺いしたいと思います。なかなかすぐには思いつかないと思いますので、何か皆様もお考えいただいて、御意見等ありましたら文書やメール等を事務局の方にお寄せいただければと思います。

中間案作成のために御意見を伺う場合、期限はありますか？いつまでにいただければ良いか教えていただきたいと思います。

【事務局：消費生活・文化課 三浦消費者相談専門監】

今回の審議会につきましては、8月下旬から9月上旬を予定しておりますので、できましたら7月中にお願いしたいと思います。

【栗原由紀子会長】

もし、御意見等があれば7月中に事務局のほうにお寄せいただければと思います。それではよろしいでしょうか。

本日予定をしておりました議事につきましては、以上でございます。議題（1）につきましては、本日の委員の皆様様の御意見等を踏まえて引き続き事務局で検討を加えていただくことといたします。

また、資料6の策定のスケジュールにもありますとおり、先程もおっしゃっていただきました次回の審議会では中間案の策定について検討したいと思います。よろしく申し上げます。議事進行への御協力ありがとうございました。それでは進行役を事務局へお返しいたします。

【事務局：消費生活・文化課 鈴木課長補佐】

それでは栗原会長、議事進行ありがとうございました。本日の議題は以上となります。あらためまして委員の皆様から最後に何かございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それではないようですので、以上をもちまして本日の令和2年度第1回消費生活審議会を閉会させていただきます。

なお、次回の審議会ですけれども、さきほど申し上げましたとおり、8月下旬から9月上旬の開催を予定しております。長時間にわたり御審議を賜り誠にありがとうございました。